

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第390号)

平成17年7月15日

横情審答申第390号

平成17年7月15日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年8月25日道維第31号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「長津田区画整理事業における次の文書 大し 34 - 147 号（元、1、  
17 付文書）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「長津田区画整理事業における次の文書 大し 34 - 147 号（元、1、17 付文書）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「長津田区画整理事業における次の文書 大し 34 - 147 号（元、1、17 付文書）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年3月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）が道路設計審査を依頼するために横浜市に送付したものであり、当時の行政文書分類表で第3種 - 3「開発等に伴う設計協議関係書類」に該当するため5年保存としており、既に廃棄済みである。

なお、平成元年3月14日付道維第254号では、本件申立文書について、大し34 - 147号と記載しているが、正しくは第し34 - 147号と推察される。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。
- (2) 長津田土地区画整理事業は、請求対象文書（事業のすすめ方を定めたもの）に基づいて現在も進行中である。現在運用中のこの「きまり」が廃棄されることはありえないと考えるし、本件申立文書は「設計協議関係図書」（5年保存）であるとの説明についても疑義がある。
- (3) 本件申立文書は、個々の道路の設計協議に係る文書ではなく、明らかに申請図書

(協議成立図書 - 許可条件)である。つまり、事業開始に当たり、道路に係る事業の進め方について公団が横浜市に照会を行い、それに対して横浜市が回答をしていることが分かり、この公団からの照会文書である本件申立文書は、永年保存文書に当たる。

申立人が提示した「道路設計審査願いについて(回答)」は、建築局宅地指導課(当時。現在は、まちづくり調整局宅地指導課)から「宅地造成に関する工事の協議申出書一式(第1規 1271号)」として開示されたものである。故に、本件申立文書は申請図書(協議成立図書)として永年保存されるべきものである。

(4) 実施機関は、道路設計審査に基づく完了検査は、事業中であるのでまだ実施していないと度々主張するが、その検査の基となる「設計協議関係書類」は事業中であっても廃棄したとしている。事業も完了しないのに本件申立文書を廃棄したのでは、許可条件も以後は存在しないことになるのみならず、完了検査もできないことになる。その検査の図面を廃棄したのでは、許可した図面どおりに施工されているか否か、業者の持参した図面が正しいものか否かすら知りようがなく、検査の信頼性が疑われる。申請図書は、少なくとも事業完了までは保有するのが筋である。

(5) 本件事業において、申請図書は10年保存となっている。したがって、本件請求が平成15年3月7日であるため、平成元年1月17日付の本件申立文書は、文書取扱上廃棄されていても仕方がないものであり、この点からいえば、維持課が廃棄したとする点には理がある。

しかし、本件申立文書は協議成立のための設計審査図書とは別のものであることから、申立人は、維持課が本件申立文書を「単なる設計協議」(保存5年)としている点には異議がある。

(6) 公団からの長津田特定土地区画整理事業の事業計画(案)に対する事業計画に同意する横浜市の回答書(昭和63年11月1日付)は、廃棄年度が過ぎても残っている。ということは、本件申立文書も残っているのである。問合せと回答は一对であるため、回答がある以上問合せも存在するはずである。

## 5 審査会の判断

### (1) 長津田特定土地区画整理事業について

長津田特定土地区画整理事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、土地区画整理事業に係る宅地造成工事も公団が施行している。

当該土地区画整理事業は、平成元年2月16日に事業の認可を受け、平成元年12

月5日に宅地造成に関する工事の協議が成立し、平成17年1月16日に換地処分の公告が行われている。

(2) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書に「長津田特定土地区画整理事業における次の文書2大し34-147号(元、1、17付文書)」と記載し、平成元年3月14日付道維第254号「道路設計審査願いについて(回答)」の写しを添付して開示請求を行っている。

当該写しには「平成元年1月17日大し34-147号をもって依頼のありました標記については、次のとおりです」と記載されていることから、開示請求された「大し34-147号(元、1、17付文書)」は、公団から横浜市に道路設計審査を依頼するために提出された依頼文であると推察される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は当時の行政文書分類表で第3種-3「開発等に伴う設計協議関係書類」に該当し、5年の保存期間を経過したため既に廃棄済みであると主張している。

イ そこで当審査会は、本件申立文書の存否について確認するため、平成17年6月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 長津田特定土地区画整理事業においては、事業の円滑化を図るために公団から「道路設計審査願いについて(依頼)」が提出されている。これが本件請求に係る文書であるが、当該文書は設計協議申出書であり、行政文書分類表で第3種-3「開発等に伴う設計協議関係書類」に該当し、5年の保存期間が過ぎたため廃棄済みである。

設計協議に係る事業の期間は、その大方の事業について5年以内であるため、保存期間を5年としている。

(イ) 実施機関としては、整備された道路を最終的に引き継ぐ際に、円滑に引き取れる状況となるようにしなくてはならない。そのため、本件申立文書は、公団からの、ここにこういう道路をつくるので最終的には引取りを求めるといった協議申出の文書であり、公団との協議をする過程で使用するものという位置付けで作成されているものである。設計協議図書は一般的に協議の申出書、位置図、現況図、その他一式の書類で構成されており、本件申立文書においても同様であったと推察される。

(ウ) 長津田特定土地区画整理事業区域内の道路については、最終的な引継検査にあ

たる道路設計審査に基づく道路工事完了検査はまだ実施していないが、検査の現場では公団が持参する図面を必要に応じて使用することとなるため、道路局において図面等保有していなくても検査に支障はない。

- (I) なお、本件申立文書の添付図面と同じものではないが、土地区画整理事業の計画書として都市整備局に、また、宅地造成の協議に係る文書としてまちづくり調整局に、道路の位置や幅員等を確認することができる図面が保管されている。

ウ 上記の実施機関の説明を踏まえ、当審査会では次のとおり判断した。

実施機関は、本件申立文書の一部である図面と同じものではないが、検査に用いることのできる図面が残っており、また、実際の検査では公団が持参する図面を用いるため、事業継続中に廃棄しても問題がないと説明している。

しかし、一般的には、道路設計協議申出の際の添付図書である図面等は同じものを協議申出者と横浜市の両方で持ち合い、道路の検査の際に疑義が生じ、図面の確認が必要となった場合には、両者が持ち寄って互いに確認するために必要な文書であり、事業継続中は保有しておく必要があるものとする。実施機関が行っている同種の事業の大方のものが5年以内の事業期間であることから、実施機関が設計協議図書を文書分類表上保存期間5年と定めたことは理解できるが、本件申立文書に係る事業のように事業期間が5年を超えるものもあるため、文書を廃棄する際には事業が終了しているかどうかを確認し、事業が継続している場合においては保存期間の延長の手続を採ることが望ましかったと考える。

当審査会は、実施機関に対し、本件申立文書の存否について再度調査をさせたが、その結果においても本件申立文書の存在を確認することができず、また、この存在を推認させる事情も認められなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 8 月 25 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 15 年 9 月 19 日 (第 20 回第一部会) 平成 15 年 10 月 10 日 (第 21 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 5 月 20 日 (第 2 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 6 月 3 日 (第 3 回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 17 年 7 月 1 日 (第 5 回第三部会)	・ 審議